

果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰審査会運営要領

1. 審査基準

果樹農業における担い手の育成及び活躍表彰実施要領（以下「実施要領」という。）

7の（1）の審査基準は、次のとおりとする。

（1）担い手の育成・確保の部

- ①担い手育成研修のためのトレーニングファームを運営している場合は、独立就農のための研修を行う園地の面積・樹種、その他施設等及びトレーナー等指導者（法人にあっては指導に当たる従業員を含む）数が受け入れる研修生の数に比べて十分に備わっていること。
- ②生産者園地で研修を行う場合は、研修生を指導する経営・技術能力を有する生産者の数が受け入れる研修生の数に比べて十分に配置されており、かつ、指導する生産者間での情報・意見交換など担い手の育成に関する意識共有が図られていること。
- ③上記①及び/又は②の場合においては、研修修了後の園地継承の仕組みが有効に機能し、独立就農経営の観点から、就農者数に見合った面積の園地継承があること。
- ④園地の集約・整備を契機とした担い手育成の取組の場合は、園地整備の事業実施主体と他の関係組織とが連携して、経営・技術指導、新植/改植による未収益期間の支援等の体制を有効に機能させ、集約・整備した園地を継承する生産者が、若手生産者、新規参入者（外部から新たに果樹栽培に取り組んだ者）、親元就農者（経営継承予定の後継者、Uターン就農者を含む。以下同じ。）、農業法人等の数が当該整備園地の果樹産地における生産活動を維持・発展させるものと認められること。
- ⑤移住等と果樹振興の政策を組み合わせた取組の場合は、市町村とJA等生産者組織が密接に連携しており、市町村の空き家バンク等から就農に必要な住宅等の紹介・改装等の支援、果樹栽培の研修等技術指導と園地の斡旋、定年者・高齢生産者・交流人口・地域商社等の多様な人材の果樹農業への参画等がワンストップ窓口的な運用で行われており、地域の果樹農業に維持・発展に貢献する程度の就農者や補助作業員等の数があること。
- ⑥災害復興と果樹振興の政策を組み合わせた取組の場合は、災害復興事業の実施主体が、園内道の設置、傾斜度の改善、機械による省力化、省力樹形の導入等により作業性の改善につながる園地整備を主導し、かつ、整備した園地を若手生産者、新規参入者、親元就農者、農業法人等に斡旋し継承させ、地域の中核的担い手として定着するよう運営していること。
- ⑦新規就農者等の技術向上・経営安定・地域への定着促進の観点から支援措置を行っ

ていること（以下は、就農定着のための支援措置の例）。

- ・技術講習会等の定期的な開催
- ・就農してしばらくの間の巡回指導
- ・遊休園地・水田等の集積・集約・整備により作業性・省力性に優れた園地の提供や経営規模拡大等の支援
- ・農機具、倉庫等の貸与
- ・収穫した果実の販路の紹介・提供（加工品の開発・マーケティング等を含む）
- ・未収益期間の新規就農者への摘果・収穫作業等の臨時雇用の紹介・提供

（２）活躍する担い手の部

①果樹の生産・販売・加工等の経営において、次のような挑戦的な取組を取り入れて経営を行っていること。

- ・省力樹形や農業機械（スマート器機を含む）等の導入による経営面積の拡大
- ・省エネルギー・生産資材の低投入の栽培・農福連携による障がい者の果樹農業への参画等ＳＤＧｓ経営の実践
- ・消費者や実需者等との直接取引等により販路の多様化、収益安定の実現
- ・自ら生産した果実の加工・販売等６次産業化による経営
- ・果実の輸出の実施

②地域の果樹農業の活性化、認知度の向上の観点から以下のような活動を行っていること。

- ・地域の農業者の集まりでの紹介等による生産者の意識啓発
- ・研修生の受入れ
- ・経営や地域活動をホームページやＳＮＳでの発信
- ・地域外の消費者・実需者・生産者等との連携活動に参加
- ・援農ボランティアの協力等の実現に協力

2. 審査にあたって考慮すべき視点

（１）担い手の育成・確保の部

新規就農者の定着に効果的と考えられる次の事項について考慮する。

① 組織によるトレーニングファーム運営

組織が遊休園地等を活用したトレーニングファームを設置して新規就農研修を実施し、経営中止生産者等の園地継承や、新規就農者に対する園地のマッチングを行うことで、農業経営を効果的に支援している。

② 生産者園地を活用した研修

産地、自治体等が新規就農者育成の仕組みを構築し、生産者の園地における指導に

より研修を実施し、県の農業者大学校等と連携した座学や資格取得の研修も組み込むとともに、新規就農者への園地等の継承及び地域への定着を支援している。

③ 園地の集約・整備を契機とした取組

遊休園地の集約・整備、干拓地・水田での果樹園造成等を行い、若手生産者等の入植、新規就農者（外部参入者、Uターン就農者等）、他作物栽培生産者、農業法人等を募って整備した園地での果樹経営を振興し、担い手の確保や新たな果樹産地の形成に取り組んでいること。

④ 移住促進・災害復興と果樹振興の政策組合せ

自治体と農業協同組合等が連携して、移住促進策や災害復興の実施に際して果樹振興策を組み合わせて推進し、果樹振興を当該地域の維持・発展の核として実施しており、新規就農者や補助作業者等の育成と連動させるため、農業協同組合、市町村、県普及組織、地域商社・加工事業者等が一体となって対象となる地域に集中的に担い手対策、商品力のある産品開発や軽作業可能な品目導入等を実施していること。

⑤ ①～④の取組が複数ある場合は、それぞれの取組が効果的に運用されるとともに、補完的又は相乗的であること。

（２）活躍する担い手の部

積極的な挑戦が、自らの果樹経営の発展のみならず、地域への波及効果及び果樹農業の魅力の発信に寄与していると考えられる次の事項について考慮する。

- ① 地域の若手農業者等の関心を高め、地域の果樹生産力向上のきっかけとなっている。
- ② 産地の活性化や認知度向上のきっかけとなっている。
- ③ SNS 等による発信により、地域外の消費者・実需者・生産者等との連携、直接販売、援農ボランティアの協力等の取組が広がっている

3. 表彰の種類ごとの審査の視点

実施要領 8 の（１）に基づく表彰において、表彰の種類ごとの審査の視点は、原則として次のとおりとする。

また、審査会が必要と認める場合の出品財の表彰は、実施要領の趣旨に則って今後の組織の担い手の育成・確保の取組みを奨励することを目的に、農林水産省農産局長賞及び中央果実協会理事長賞に準じて表彰することが適当と審査会が認めるときに行うものとし、審査会の合議により表彰点数及び表彰出品財を決定する。

（１）農林水産省農産局長賞

（ア）担い手の育成・確保の部（１点）

１の（１）の審査基準の取組が優秀と認められ、当表彰における被表彰者の代表と

してふさわしい実績をあげ、全国の後継者・担い手育成の取組を促進するものであること。

(イ) 活躍する担い手の部(1点)

1の(2)の審査基準の取組が優秀と認められ、当表彰における被表彰者の代表としてふさわしい実績をあげ、果樹農業の魅力の発信につながる取組であること。

(2) 公益財団法人中央果実協会理事長賞

(ア) 担い手の育成・確保の部(3～8点)

1の(1)の審査基準の取組が優秀と認められ、全国の後継者・担い手育成の取組を促進するものであること。

(イ) 活躍する担い手の部(3～8点)

1の(2)の審査基準の取組が優秀と認められ、果樹農業の魅力の発信につながる取組であること。

4. 表彰の名称

表彰実施要領8の(2)の(ア)～(ウ)の規定により応募のあった出品財について、被表彰出品財の組織又は生産者の名称を同規定に則った名称により表彰することができる。

5. 予備審査

公益財団法人中央果実協会(以下、「協会」という。)は、出品財の応募状況等を勘案して、必要に応じて、予備審査を行い、書類審査により本審査会の審査の対象となる出品財を選定する。

6. 事務局

本審査会の運営に関する事務は、協会において行う。

7. 審査会の委員

審査会の委員は、果樹の担い手育成の取組、果樹経営への省力技術・SDGs・6次産業化・輸出等に関する学識経験者及び協会役職員から選定する。審査会委員の任期は令和6年6月～令和8年5月とする